

令和4年8月1日 実施

Vehicle Manager[®]サービス利用規約

(規約の制定)

第1条 当社は Vehicle Manager[®]サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Vehicle Manager[®]サービス（業務用車両の位置、速度、燃費等の運行状況を専用の無線端末により自動取得し、ブラウザにより位置やレポート閲覧を可能とする機能を提供するものをいいます。以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期は第25条に定める方法により契約者へ通知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

(定義)

第4条 本規約において用いる用語の意味は次の通りです。

	用語	用語の定義
1	システム管理者	当社が契約者に発行する「システム管理者用 ID」および「システム管理者用パスワード」にもとづき、管理者用ソフトウェアを操作する権限を有するとともに、本サービスに係る乙と甲との連絡業務等を担当する、契約者における管理者をい

		います 契約者は当社が指定する申請書にてシステム管理者を通知するものとします
2	システム管理者用 ID システム管理者用パスワード	システム管理者が管理者用ソフトウェアを操作するために当社がシステム管理者に発行する ID およびパスワードをいいます
3	データセンター	契約者に本サービスを提供するために、当社が任意に指定する設備であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいいます
4	車載器	車輻に接続する機器をいい、当社指定の機能を有する製品をいいます
5	車載器用 SIM カード	車載器に内蔵しているデータ通信を行うために必要な IC チップカードをいいます
6	ドライブレコーダー	車輻に設置する機器をいい、当社指定の機能を有する製品をいいます

(本サービスの内容)

第5条 本サービスの構成要素および Vehicle Manager[®]ポータル[®]の機能は以下に定めるとおりとします。

表 本サービスの構成要素

構成要素	説明
Vehicle Manager [®] ポータル	下表 Vehicle Manager [®] ポータル [®] の機能に示す、運転成績表、運行日報、運転月報、ランキング、その他機能を、ブラウザにより利用可能な機能として提供するクラウドサービス
車載器(車載器用 SIM カード内蔵)	契約者が指定する車輻に接続し、データセンターに対し収集データを送信する機器

表 Vehicle Manager[®]ポータル[®]の機能

機能	概要
運転成績表	車輻から取得した各種運行情報を基に、「なめらか運転度」、「コンプライアンス遵守度」、「エコ運転度」の3つの観点からドライバーの運転を評価し、ドライバーを4つのタイプに分類します
運行日報(ドライバー)	ドライバーごとの詳細な日ごとの運行状況を表示します 運行回数、合計運行距離、合計運行時間、燃料消費量、平均燃費、CO ₂

	排出量、最高速度、最大連続運行時間、アイドリング時間、運転総合点、運行ルート、運行ごとの利用車両を表示します
運転月報(ドライバー)	ドライバーごとの1か月間の運行状況(運行日報)のサマリーを表示します 運行距離、運行時間、運行開始時間、運行終了時間、運行回数、最高速度、アイドリング時間、燃料消費量、平均燃費、運転総合点を1か月単位で日別に一覧を表示します
運行日報(車両)	車両ごとの詳細な日ごとの運行状況を表示します 運行回数、合計運行距離、合計運行時間、燃料消費量、平均燃費、CO2排出量、最高速度、最大連続運行時間、アイドリング時間、運行ルート、運行ごとのドライバーを表示します
運転月報(車両)	車両ごとの1か月間の運行状況(運行日報)のサマリーを表示します 運行距離、運行時間、運行開始時間、運行終了時間、運行回数、最高速度、燃料消費量、平均燃費を1か月単位で日別に一覧を表示します
ランキング	運転成績表の運転総合点を、所属内、全体、所属別でランキングを表示します
ヒヤリハットマップ	指定された期間内に特定のイベント(急アクセル、急ブレーキ、基準速度超過、アイドリング基準超過)が発生した日時等の情報を地図上にプロットします
所在マップ	車載器で取得した最新の位置情報をマップ上に表示し、閲覧することができます
汎用 CSV ダウンロード	運行情報の詳細を CSV ファイルでダウンロードします
一括出力ファイルダウンロード	運転成績表や運行日報にて一括出力されたファイルをダウンロードします

(申込みと承諾)

第6条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込みものとします。

2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾し、当社の承諾をもって契約が成立するものとします。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が第 13 条（利用停止）1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) その他当社の業務に支障があるとき

4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は当該取消しにより契約者が被った損害については責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(届出事項の変更)

第 7 条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

(契約者の地位の承継)

第 8 条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

第 9 条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。但し、当社が譲渡を承認した場合にはこの限りではありません。

(契約者が行う契約の解除)

第 10 条 契約者は本規約に基づく契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 11 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本規約に基づく契約を解除する

ことがあります。

- (1) 第 13 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき。
- (3) 第 6 条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) その他本規約に違反したとき。

2 当社は、前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用中止)

第 12 条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。
- (5) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 13 条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第 24 条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(料金等)

第 14 条 本サービスの料金は別紙の料金表に定めるところによります。

(料金の支払義務)

第 15 条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払を要します。

2 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要しません。

（割増金）

第 16 条 契約者は、利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第 17 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

（本サービスにおけるデータ等の取り扱い）

第 18 条 本サービス利用のために当社の設備に保存された契約者のデータ等（契約者の所有産業機器等に係る情報を含む。以下、「データ等」という。）が、滅失、毀損、漏洩し、または本来の利用目的以外に使用された等、いかなる場合においても当社は契約者に対して責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失に起因する場合にはこの限りではありません。

2 本サービスの利用が解除その他の事由により終了した場合には、当社は、第 19 条（本サービスにおけるデータ等の利用）におけるデータ等の利用の目的にかかる場合を除き、契約者のデータ等を本サービス提供に係る当社の設備より消去するものとし、利用終了後において契約者が当該契約者のデータ等を必要とする場合は、契約者自らあらかじめ保存を行っておかなければならないものとし、

3 前 2 項の場合において、当社は、契約者または第三者に発生した損害について、原因の如何を問わず、責任を負わないものとし、

（本サービスにおけるデータ等の利用）

第 19 条 当社は、当社の設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全、本サービスの維持運営、本サービスの販売促進、本サービスの機能改善、当社サービスの企画開発および統計データの商用利用のため、当社の設備に保存された契約者のデータ等を確認、複写、複製または利用することができるものとし、但し、当社外で契約者のデータ等を利用

する(当社以外の第三者に利用させることも含みます。)場合には、契約者のデータ等に含まれる個人情報及び企業情報を加工し、当該個人及び企業を特定できないよう加工するものとします。

(本サービスにおいて当社が契約者に提供する機器に係る利用権限)

第20条 本サービスにおいて当社が契約者に提供する機器(車載器やドライブレコーダーを含みますがこれに限りません。以下、「提供機器」といいます。)により取得されるデータの管理は、システム管理者が行うものとします。

2 提供機器の設置は、契約者または契約者の関係会社が専ら使用する車輛に限られるものとします。

3 契約者は、本サービスの利用にあたり契約者が負担する義務を契約者の責任においてシステム管理者および提供機器の設置がされている車輛の運転者に遵守させるものとし、その違反についての責任を負うものとします。

(免責)

第21条 当社は、当社の故意または重大な過失を除き、本規約に基づく契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず、その場合に契約者に生じた不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(非保証)

第22条 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスが契約者の利用目的に適切または有用であること、第三者によってシステム内に侵入されないことを保証するものではありません。

2 本サービスは、明示・黙示を問わず、本サービスについて保証(本サービスの通信速度、

レスポンス、正確性、完全性を含みますがこれらに限定されないものとします)をしません。

(本サービスの廃止)

第 23 条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止(本サービスの提供及び運用に関して当社が締結している第三者との契約の終了に伴うものも含みます。)することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害について当社は責任を負いません。

4 当社は第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、3ヶ月以上前に契約者に通知するものとします。

(契約者の義務)

第 24 条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(7) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(8) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード (以下「ID 等」といいます。) を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著

しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に損害が発生する可能性があることを、契約者は予め承諾します。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第 25 条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又は FAX 受信機に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(当社の知的財産)

第 26 条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権（著作権法第 2 7 条および第 2 8 条の権利を含む。）及び著作者人格権（著作権法第 1 8 条から第 2 0 条の権利をいう。）ならびにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・許諾・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本規約に基づく契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取り扱い等)

第 27 条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が別に定めるところによります。

2 本サービスでは Vehicle Manager[®]ポータルに入力した運転者情報、位置情報その他の情報、および車載器により契約者の管理する車両から車速、GPS 位置情報、燃費、時刻等運行情報を、当社の設備に送信します。契約者はこれらの情報を本サービスの提供、維持及び運営のために、当社が本サービスの提供にかかる業務を委託する株式会社スマートバリューに提供することに同意するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 28 条 契約者は、現在または将来にわたって、自己又はその役員について、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（以下これらを「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、反社会的勢力等の維持運営に協力・関与すると認められる関係を有すること
- (5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、契約者に前二項に反する事実があると認めた場合、契約者に通知のうえ両者協議し、反する事実が判明した場合には、契約者に対し是正その他必要な措置を要求することができ、契約者が当該要求にもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合には、反する事実が判明した該当の本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

4 前項にもとづく解除により契約者に損害が発生した場合でも、当社は賠償責任を負わないものとします。

5 当社は、第3項にもとづく解除に起因する当社の損害について、契約者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

(輸出規制)

第29条 契約者は、当社の事前の書面による承諾がないかぎり、本サービスを直接または間接的に輸出または再輸出してはならない。契約者は、すべての適用法令を遵守することに同意することとします。

(管轄裁判所)

第30条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第31条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

通則 (料金及び工事費に係るもの)

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスに係る契約に基づき支払う料金のうち、利用料金を料金月に従って計算します。
- 2 当社は、本サービスに係る料金を日割りしません。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

- 5 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額)

- 7 本規約により支払いを要するものと定められている料金額は、料金表にある税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)の合計に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の相殺)

- 8 当社は、返還すべき料金が発生した場合は、それ以降の料金月の料金でその返還すべき料金を相殺して返還することがあります。

(料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

別紙 料金表

1. 利用料金

月額

区分	単位	価格(税抜)
利用料	車載器ごとに	1,500 円
備考 所定の申込方法により本サービスに車載器が登録された日を含む月は料金を適用せず、翌月から適用します。また、所定の申込方法により本サービスから車載器が削除された場合、月途中であっても 1 月分の料金を適用します。 車載器の登録、削除が同月中に行われた場合は料金を適用しません。		

2. 本サービスの提供機器に係るもの

区分	単位	価格(税抜)	
車載器	1 台	35,000 円	
延長ケーブル	1 本	1,500 円	
ドライブレコーダー	基本パック	1 台	21,000 円
ドライブレコーダー作業工賃	取付	1 台	20,000 円
	取外・取付	1 台	25,000 円
	取外	1 台	10,000 円
備考 ・所定の申込方法により本サービスに提供機器が登録された日を含む月に料金を適用します。 ・基本パックとは、ドライブレコーダー本体（前方カメラのみ）・MicroSD カード・GPS アンテナ・その他付属品を含んだものを指します。 ・ドライブレコーダーは本サービスの契約者に限り申込みが可能です。 ・ドライブレコーダー作業工賃は、本ドライブレコーダーの設置作業を当社に依頼した場合の料金です。			

上記物品を受け取った後、不良があった場合 14 日以内に当社の指定する方法で通知下さい。不良があった場合、補修、または代替品の交換をさせていただきます。14 日以内に通知がなかった場合、補修、または代替品交換の対応を行えない場合があります。